

横須賀市放課後児童対策事業計画

令和元年（2019年）9月
横 須 賀 市

目 次

	頁
1 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 新・放課後子ども総合プラン	1
(3) 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 放課後児童対策の実施状況	2
4 放課後児童対策の現状と課題	4
(1) 放課後児童クラブ	4
① 現状	4
② 課題	11
(2) わいわいスクール	12
① 現状	12
② 課題	13
(3) 放課後子ども教室	14
① 現状	14
② 課題	14
(4) 青少年の家	15
① 現状	15
② 課題	16
5 今後の事業の方向性	17
(1) 全体的な方向性	17
(2) 事業別の方向性	17
① 放課後児童クラブ	17
② 放課後子ども教室	18
③ 青少年の家	18
(3) 国の「新・放課後子ども総合プラン」で記載することとなっている 項目及びこども育成部の対応	19
① 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、 又は連携による実施に関する具体的な方策	19
② 小学校の教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への 活用に関する具体的な方策	19
③ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会 と福祉部局の具体的な連携に関する方策	19
④ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	19
⑤ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の 延長に係る取組	19
⑥ 各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに 向上させていくための方策	20
⑦ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や 地域住民への周知を推進させるための方策	20
6 計画の進捗状況の確認及び評価	20
参考	
1 検討部会の意見	21
2 その他運用上の課題	22
資料	
放課後児童対策事業計画策定検討部会委員名簿	23
放課後児童対策事業計画策定検討部会細則	24
横須賀市放課後児童対策事業計画策定経過	25

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化や保護者の働き方の多様化、パソコンやスマートフォンの普及などに加え、子どもたちが被害者となる犯罪やいじめが後を絶たないこと、安全に遊べる場所の減少などにより、子どもたちの放課後等の過ごし方を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び、遊べる環境を確保することが求められています。

(2) 新・放課後子ども総合プラン

国は「新・放課後子ども総合プラン〔令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）〕」（以下「総合プラン」という。）において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとしています。

また、「総合プラン」では、市町村は全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための市町村行動計画を策定することとされています。

(3) 計画策定の趣旨

このような状況のもと、現行の「横須賀子ども未来プラン〔平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）〕」では、「放課後子ども総合プラン〔平成27年度（2015年度）～平成30年度（2018年度）〕」に沿って、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動が行えるよう、総合的な放課後児童対策のあり方と実施について検討することを明記しており、本計画の内容を次期の「横須賀子ども未来プラン〔令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）〕」に反映していく必要があります。

以上から、横須賀市の実情及び「総合プラン」に沿った総合的な放課後児童対策を本計画に位置づけ、放課後児童対策の充実を図っていきます。

2 計画の期間

令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）

3 放課後児童対策の実施状況

本市では、放課後児童クラブ、わいわいスクール、放課後子ども教室、青少年の家（田浦青少年自然の家を除く）の4事業を実施し、放課後児童対策の充実を図っています。

表1 事業概要

事業区分	事業概要
放課後児童クラブ	放課後等に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（以下「留守家庭児童」という。）を対象に、放課後児童支援員のもと、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る場。
わいわいスクール	開設している小学校の児童を対象に、放課後学校のプレイルームを利用し、子どもの豊かな人間性の育成をねらいとして、異年齢の子どもたちが集い交流できる場。
放課後子ども教室	次代を担う人材を育成するため、放課後学校が使用していない教室を利用し、学習や多様な体験・活動を行う場。
青少年の家 （田浦青少年自然の家を除く）	青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親ほくを深める場。また、留守家庭児童（低学年）を対象に、学校から直接、施設を利用できる「ランドセル置場」を実施。

表2 運営内容（H30.4.1 現在）

区分	放課後児童クラブ	わいわいスクール	放課後子ども教室	青少年の家
運営主体	保護者会、個人等	委託事業者	委託事業者	横須賀市
実施場所	小学校内 25 か所、民間賃貸物件等	小学校のプレイルーム	小学校の放課後使用していない教室	市内 15 か所（田浦青少年自然の家を除く）
開設時間	放課後 19 時頃まで （各クラブで異なる）	放課後 16 時まで	放課後 16 時又は 16 時 30 分まで	小学生は9時（ランドセル置場 13 時）～18 時（10 月～3 月は 17 時まで）、月曜休館（13 時から遊戯室利用可）
土日の開設	土曜開設のクラブ有 （各クラブで異なる）	開設していない	開設していない	開設している（ランドセル置場を除く）
定員	有 （各クラブで異なる）	無	無	無（ランドセル置場は概ね 20 人）
指導員等の配置	有	有	有	有
利用料	有料 （各クラブで異なる）	無料	無料	無料

表3 各事業の地域別実施状況（H30.4.1 現在） ※網掛けは放課後受入れ施設のない小学校区

行政センター区	小学校区	放課後児童クラブ	わいわいスクール	放課後子ども教室	青少年の家
追浜	追浜	学童保育所おっぱま			追浜青少年の家
	夏島	追浜学童太陽の子クラブ			
	浦郷	浦郷学童クラブ 学童保育所ふれんず 一宮学童クラブ 浦郷ふじ学童クラブ 浦郷ふじ学童クラブ2			
田浦	鷹取	湘南鷹取こども村	鷹取小		
	船越	船越学童保育の会 船越学童保育の会第二			
	田浦 長浦	学童保育さりんグループ 長浦学童さくらクラブ			
逸見	逸見				逸見青少年の家
	沢山				
本庁	桜	坂本学童クラブ			坂本青少年の家
	汐入	汐入学童クラブ・グランマ			
	豊島	上町学童たんぼぼクラブ 第一みつわクラブ 第二みつわクラブ			青少年会館
	鶴久保	大ちゃん放課後児童クラブ スマイル放課後児童クラブ	鶴久保小		
	諏訪	中央学童クラブ りんご学童クラブ			
	田戸	学童クラブ風っ子 田戸学童クラブ			
衣笠	池上	わかば学童クラブ～わっかキッズ～			池上青少年の家
	城北	アフタースクールこんべいどう			衣笠青少年の家
	衣笠	衣笠さくらクラブ			
	大矢部	大矢部学童クラブ			
	森崎	森崎学童クラブ 森崎おおぞらキッズもりっ子 もりさきたぬキッズ			森崎青少年の家
公郷	おれんじ 学童保育グローバル YMCAわんぱくクラブ			本公郷青少年の家	
大津	山崎	やまざき学童クラブ			
	大津	大津ふじ学童クラブ 学童保育 大津 しらかばこども園第一学童クラブ しらかばこども園第二学童クラブ しらかばこども園第三学童クラブ			
	根岸	根岸わんぱくなかよしクラブ			大津青少年の家
	大塚台	大塚台学童スマイルキッズ 学童保育トトロの森			
	馬堀	学童保育所まほりっ子クラブ			
	走水				
	望洋	放課後児童クラブどろんこキッズ			
	浦賀	浦賀っ子がえるクラブ			浦賀青少年の家
浦賀	高坂	浦賀学童ほんほん船			
	鴨居	うみの子学童クラブ			
	小原台	小原台ふじ学童クラブ			鴨居青少年の家
久里浜	岩戸	岩戸大矢部学童クラブ			
	栗田	栗田・ハイランド学童クラブ			
	久里浜	学童クラブ ゴジラのしっぽ			
	明浜	学童クラブ ゴジらんど 明浜学童はろーどクラブ 青空葉っぱ学童クラブ sukasuka-kids			久里浜青少年の家
	神明	久里浜学童クラブ			
北下浦	野比東	学童クラブほっかほか			
	野比	野比一二三			
	北下浦	長岡むつみ会 七軒町 長岡むつみ会 宮の下			北下浦青少年の家
西	津久井	北下浦津久井浜学童クラブ	津久井小		
	長井	長井婦人会学童保育クラブ			
	富士見	学童保育所「クッキークラブ」			武山青少年の家
	武山	フレンズ武山学童クラブ			
	荻野	学童保育所「竹の子クラブ」 荻野学童保育所「いちごクラブ」		荻野小	
大楠	おおぐすぐどう			大楠青少年の家	

4 放課後児童対策の現状と課題

(1) 放課後児童クラブ

① 現状

ア) 運営主体

放課後児童クラブは、留守家庭児童を対象に放課後児童支援員のもと、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る場を提供しています。

本市の放課後児童クラブは、全て民設民営で、保護者会や個人等により設置されており、それぞれの特色を生かしながら自主的な運営を行っています。

このため、放課後児童クラブの定員、土日の開設、開設時間、利用料等の運営に関することは、クラブごとに定められています。

表4 運営主体別の状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
運営委員会	46	24	28	32	34
保護者会	—	16	12	10	9
社会福祉法人	4	5	6	8	9
個人	3	12	13	8	7
任意団体	1	2	2	3	3
NPO法人	—	—	—	1	3
社団法人	—	—	—	—	1
合同会社	—	—	—	—	1
合 計	54	59	61	62	67

※運営主体は、放課後児童健全育成事業補助金の交付申請者で整理

イ) 平均月額利用料

平均月額利用料は減少傾向にありますが、現状として月額2万円以上の利用料を要するクラブもあります。

表5 平均月額利用料の状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助金交付対象 クラブ数	54	58	61	62	67
平均月額利用料	17,427	17,360	16,822	16,596	16,676

※平成 27 年度について、補助金交付対象外の1クラブ(4~10月休止)は含まない。

表6 平均月額利用料の状況

平均月額利用料	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
～10,000円未満	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)
10,000円～12,000円未満	1(0)	3(0)	3(0)	4(1)	3(0)
12,000円～14,000円未満	5(1)	5(1)	8(2)	7(2)	6(2)
14,000円～16,000円未満	9(1)	9(2)	9(2)	12(5)	15(7)
16,000円～18,000円未満	9(3)	9(4)	14(8)	12(7)	13(6)
18,000円～20,000円未満	12(5)	14(6)	13(4)	16(4)	15(7)
20,000円～	17(5)	17(4)	12(2)	9(3)	13(3)
合計	54(15)	58(17)	61(18)	62(22)	67(25)

※カッコ内は内数で 小学校内クラブ数

ウ) 開設場所

放課後児童クラブの開設場所については、民間の賃貸物件等の利用が多く、市立小学校の教室等を利用しているのは、現在 25 クラブとなっています。

表7 市立小学校内の放課後児童クラブ設置状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校数 (A)	46	46	46	46	46
放課後児童クラブ 設置数(B)	15	17	18	22	25
設置率 (B/A)	32.6%	37.0%	39.1%	47.8%	54.3%

※放課後児童クラブ設置数には、ゆうゆう坂本相談教室(旧坂本小学校)内設置クラブを含む。

表8 市立小学校内の放課後児童クラブ設置状況

No.	小学校	現放課後児童クラブ	設置年度
1	岩戸小学校	岩戸大矢部学童クラブ	平成3年度
2	夏島小学校	追浜学童太陽の子クラブ	平成8年度
3	豊島小学校	上町学童たんぼぼクラブ	
4	神明小学校	久里浜学童クラブ	
5	山崎小学校	やまざき学童クラブ	平成12年度
6	鴨居小学校	うみの子学童クラブ	平成15年度
7	大矢部小学校	大矢部学童クラブ	平成16年度
8	久里浜小学校	学童クラブ ゴジラのしっぽ	
9	望洋小学校	放課後児童クラブどろんこキッズ	平成17年度
10	旧坂本小学校	坂本学童クラブ	
11	小原台小学校	小原台ふじ学童クラブ	
12	粟田小学校	粟田・ハイランド学童クラブ	
13	浦賀小学校	浦賀っ子かえるクラブ	平成18年度
14	野比東小学校	学童クラブぽっかぽか	平成20年度
15	浦郷小学校	浦郷学童クラブ	平成26年度
16	長浦小学校	長浦学童さくらクラブ	平成27年度
17	荻野小学校	荻野学童保育所「いちごクラブ」	
18	公郷小学校	学童保育グローバル	平成28年度
19	衣笠小学校	衣笠さくらクラブ	平成29年度
20	馬堀小学校	学童保育所まぼりっ子クラブ	
21	高坂小学校	浦賀学童ほんぼん船	
22	武山小学校	フレンズ武山学童クラブ	平成30年度
23	森崎小学校	森崎おおぞらキッズもりっ子	
24	明浜小学校	明浜学童はろーどクラブ	
25	長井小学校	長井婦人会学童保育クラブ	
26	逸見小学校	逸見小学校放課後児童クラブ（公設）	平成31年度 （令和元年度）

工) 小学校児童数、留守家庭児童数、放課後児童クラブの設置数と登録数の推移

市立小学校の児童数が年々減少する中で、放課後児童クラブの対象である留守家庭児童の占める割合（以下「留守家庭児童率」という。）は僅かながら増加しており、これに伴い放課後児童クラブの設置数及び登録数も増加傾向にあります。

表9 小学校児童数、留守家庭児童数、放課後児童クラブの設置数と登録数

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校児童数 (A)		20,003 人	19,588 人	18,909 人	18,618 人	18,316 人
留守家庭児童数 (B)		3,741 人	3,774 人	3,884 人	3,864 人	4,062 人
留守家庭児童率 (B/A)		18.7%	19.3%	20.5%	20.8%	22.2%
放課後 児童ク ラブ	クラブ数	54	59	61	62	67
	登録数 (C)	1,579 人	1,589 人	1,698 人	1,811 人	1,912 人
	利用率 (C/B)	42.2%	42.1%	43.7%	46.9%	47.1%

※平成 30 年度の登録数は、4 月当初の児童数

オ) 放課後児童クラブ待機児童数の推移

希望する放課後児童クラブに入所できなかった児童数、いわゆる待機児童数は 20 人前後で推移（平成 29 年度を除く）しています。

表 10 放課後児童クラブ待機児童数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
待機児童数	28 人	20 人	29 人	49 人	14 人

カ) 放課後児童支援員等数の状況、放課後児童クラブ児童数

本市では、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しています。

この条例では、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員等を 2 人以上（うち 1 人は放課後児童支援員）配置することや、児童の過ごす専用区画の面積は、経過措置規定があるものの、児童 1 人当たり 1.65 m² 以上確保することなどを規定しています。

平成 30 年度における放課後児童クラブ児童数及び放課後児童支援員等数の状況は、定員以上の児童登録をしている放課後児童クラブは 18 クラブ、放課後児童支援員が 1 人のクラブは 4 クラブ、補助員を含めた放課後児童支援員等が 4 人以下のクラブは 14 クラブとなっています。

表 11 平成 30 年度放課後児童クラブ児童数、放課後児童支援員等数の状況

No.	放課後児童クラブ	児童数			放課後児童支援員等数		
		登録(A)	定員(B)	A-B	支援員	補助員	計
1	学童保育所おっぱま	41	44	△3	3	1	4
2	追浜学童太陽の子クラブ	34	36	△2	4	1	5
3	学童保育所ふれんず	26	26	0	3	0	3
4	浦郷学童クラブ	31	38	△7	3	3	6
5	一道館学童クラブ	38	40	△2	4	7	11
6	浦郷ふじ学童クラブ	27	30	△3	2	4	6
7	浦郷ふじ学童クラブ2	24	27	△3	3	2	5
8	湘南鷹取こども村	30	41	△11	5	3	8
9	船越学童保育の会	35	53	△18	3	2	5
10	船越学童保育の会第二	29	27	2	4	1	5
11	学童保育きりんグループ	28	39	△11	5	1	6
12	長浦学童さくらクラブ	21	35	△14	6	2	8
13	坂本学童クラブ	14	40	△26	3	0	3
14	汐入学童クラブ・グランマ	13	19	△6	4	1	5
15	上町学童たんぼぼクラブ	27	35	△8	3	2	5
16	第一みつわクラブ	27	20	7	1	2	3
17	第二みつわクラブ	42	40	2	3	0	3
18	大ちゃん放課後児童クラブ	21	18	3	3	2	5
19	スマイル放課後児童クラブ	22	29	△7	5	3	8
20	中央学童クラブ	25	38	△13	3	4	7
21	りんご学童クラブ	13	23	△10	5	1	6
22	学童クラブ風っ子	35	32	3	11	0	11
23	田戸学童クラブ	13	27	△14	2	1	3
24	わかば学童クラブ～わかっかキッズ～	46	36	10	6	0	6
25	アフタースクール こんべいとう	27	40	△13	4	1	5
26	衣笠さくらクラブ	34	34	0	4	7	11
27	大矢部学童クラブ	29	40	△11	2	4	6
28	森崎学童クラブ	16	20	△4	2	3	5
29	森崎おおぞらキッズもりっ子	21	30	△9	1	3	4
30	もりさきたぬキッズ	21	35	△14	2	1	3
31	おれんじ	18	25	△7	5	2	7
32	学童保育グローバル	35	35	0	5	1	6
33	YMCAわんぱくクラブ	47	32	15	5	1	6
34	やまざき学童クラブ	47	37	10	6	1	7
35	大津ふじ学童クラブ	20	30	△10	2	3	5
36	学童保育 大津	11	20	△9	2	2	4
37	しらかばこども園第一学童クラブ	33	26	7	4	7	11
38	しらかばこども園第二学童クラブ	34	28	6	3	5	8
39	しらかばこども園第三学童クラブ	12	12	0	2	3	5
40	根岸わんぱくなかよしクラブ	36	44	△8	2	2	4
41	学童保育所まほりっ子クラブ	34	38	△4	5	2	7
42	放課後児童クラブどろんこキッズ	28	36	△8	4	3	7
43	大塚台学童スマイルキッズ	12	30	△18	1	2	3
44	学童保育トトロの森	36	38	△2	8	0	8
45	浦賀っ子かえるクラブ	45	38	7	5	1	6
46	浦賀学童ほんぼん船	34	39	△5	3	2	5
47	うみの子学童クラブ	39	36	3	6	1	7
48	小原台ふじ学童クラブ	15	30	△15	2	3	5
49	岩戸大矢部学童クラブ	43	38	5	5	2	7
50	粟田・ハイランド学童クラブ	41	37	4	4	0	4
51	学童クラブ ゴジラのしっぽ	41	37	4	5	2	7
52	学童クラブ ゴジらんど	31	36	△5	5	2	7
53	明浜学童はるーどクラブ	26	39	△13	1	3	4
54	青空葉っぱ学童クラブ	30	23	7	4	2	6
55	sukasuka-kids	11	22	△11	3	10	13
56	久里浜学童クラブ	34	38	△4	4	1	5
57	学童クラブほっかほか	42	38	4	10	0	10
58	野比一三	34	45	△11	5	0	5
59	長岡むつみ会 七軒町	23	39	△16	5	1	6
60	長岡むつみ会 宮の下	23	33	△10	6	0	6
61	北下浦津久井浜学童クラブ	15	34	△19	2	4	6
62	長井婦人会学童保育クラブ	34	35	△1	3	3	6
63	学童保育所「クッキークラブ」	25	34	△9	3	0	3
64	フレンズ武山学童クラブ	18	30	△12	5	4	9
65	学童保育所「竹の子クラブ」	31	55	△24	3	2	5
66	萩野学童保育所「いちごクラブ」	26	40	△14	4	5	9
67	おおぐすかどう	38	24	14	5	1	6
	合計	1,912	2,243	△331	261	145	406

キ) 放課後児童クラブ未設置の小学校における設置の見通し

本市では、放課後児童クラブに対し、補助金を交付し支援しているとともに、放課後児童クラブの増に努めています。

特に、放課後児童クラブのない小学校区（沢山・走水）、いわゆる放課後児童クラブ未設置学区の解消に努めています。

さらに、放課後児童クラブの小学校内への設置を進めています。

表 12 放課後児童クラブ未設置の小学校における設置の見通し

No.	小学校	小学校内希望の放課後児童クラブ 有…○、無…×	1階の普通教室 有…○、無…×	放課後児童クラブ 設置の見通し
1	大津小学校	○	○	・小学校内への設置を検討する。
2	鷹取小学校	×	○	・小学校内希望の放課後児童クラブが出てきた時点で、わいわいスクールの教室への設置を検討する。
3	鶴久保小学校	○	○	
4	追浜小学校	×	○	
5	田浦小学校	×	○	・小学校内希望の放課後児童クラブが出てきた時点で検討する。
6	沢山小学校	×	○	
7	田戸小学校	×	○	
8	北下浦小学校	×	○	
9	津久井小学校	×	○	
10	大楠小学校	×	○	
11	船越小学校	○	○	・現時点では設置できる教室がないため、児童数が減少した時点で検討する。 ・学校敷地内の設置を検討する。
12	大塚台小学校	○	○	
13	富士見小学校	○	○	
14	汐入小学校	×	×	・1階に設置できる教室自体がないため、設置は困難と思われる。 ・学校敷地内の設置を検討する。
15	諏訪小学校	○	×	
16	池上小学校	×	×	
17	城北小学校	×	×	
18	根岸小学校	×	×	
19	走水小学校	×	×	
20	野比小学校	×	×	

ク) 放課後児童支援員等に対する研修の実施

本市では、放課後児童支援員等の質の向上を図るため、現在、年10回の初任者研修及び年5、6回の行政研修を実施しています。

表 13 放課後児童支援員等に対する研修の実施状況

区分	平成28年度			平成29年度		
	実施日	テーマ	参加数	実施日	テーマ	参加数
初任者研修	4月28日	放課後児童クラブ運営指針を学ぶ(行政研修と合同)	127	4月20日	学童保育の役割と指導員の仕事とは	48
	5月12日	学童クラブでの一日と指導員の仕事・実務	51	5月11日	学童クラブの生活づくりで大切にしたいこと	50
	6月9日	学童クラブで楽しむ遊び	52	6月8日	学童クラブでの安全を考える	48
	7月14日	学童クラブの生活とおやつ	50	7月13日	学童クラブの生活とあそび	47
	9月8日	子ども同士のかかわり	51	9月14日	子どもをとらえる視点と働きかけ	51
	10月13日	高学年を含めた生活づくり	51	10月12日	障害のある子を含めた生活づくり	48
	11月10日	子どもの生活を保護者と伝え合う	52	11月9日	日々の記録と保育の振り返り	46
	12月8日	配慮を必要とする子どもを含めた成果づくり	50	12月14日	一緒に子育て～保護者とのかかわり～	47
	1月12日	学童クラブの生活と行事	46	1月11日	学校・地域とのかかわり	45
	2月9日	指導員のチームワークと職場づくり	48	2月8日	子どもの人権・権利と職場倫理	51
		計	10回	578	計	10回
行政研修	4月28日	放課後児童クラブ運営指針を学ぶ(初任者研修と合同)	127	6月2日	みんなで遊ぼう	95
	6月28日	学童保育における安全	110	7月3日	子どもの育ちとかかわり	136
	9月21日	発達障害を理解する	91	9月15日	発達障害と学童保育	79
	1月17日	安全対策・緊急時対応	101	12月19日	小児の食物アレルギーについて	151
	3月10日	特に配慮を必要とする子どもの理解	89	2月10日	放課後児童クラブの制度内容と運営	111
				2月13日	非行情勢や学童クラブの児童の安全対策等について	132
		計	5回	518	計	6回

② 課題

仕事を持つ保護者を支援し、児童の健全育成を図るためには、放課後児童クラブが常に安定的な運営に資すること、質の向上を図ること、利用しやすい施設であることなどが必要不可欠となっています。

そのためには、現在の直面しているさまざまな課題の解決を図っていくことが必要と考えます。

表 14 主な課題

区分	内容	
利用者側	(1)	利用料が高く、負担が大きい。
	(2)	放課後児童クラブが設置されていない小学校がある。
	(3)	近隣の放課後児童クラブが一杯で入れない地域がある。 (→待機児童が発生している)
	(4)	放課後児童クラブのない地域がある。(→逸見、沢山、走水の3小学校区)
	(5)	保護者会運営の放課後児童クラブは保護者の負担がある。
	(6)	障害のある児童を受け入れてくれる放課後児童クラブが十分でない。
運営者側	(1)	保護者会運営は保護者の負担が大きい。また、保護者が変わる中で運営を維持していく必要があり厳しい。
	(2)	放課後児童クラブの運営が児童数に左右される不安定なものであるため、小規模の放課後児童クラブは運営が厳しい。
	(3)	放課後児童支援員等の確保が難しい。
	(4)	放課後児童支援員等の社会保険料の事業者負担が大きい。
	(5)	民間施設を借りている放課後児童クラブの家賃負担が大きい。
放課後児童支援員等側	(1)	雇用が安定的でない。
	(2)	給料や賃金が低い。
	(3)	放課後児童支援員等の確保が十分でないことが、長時間労働につながる。
	(4)	障害のある児童の対応が難しい。

(2) わいわいスクール

① 現状

わいわいスクールは、開設している小学校の児童を対象に、放課後、学校のプレイルームを利用し、子どもの豊かな人間性の育成をねらいとして、異年齢の子どもたちが集い交流できる場を提供しています。

開設時間は、学校授業日の13時30分または14時30分から16時までで、土・日・祝日、長期休業日等の学校休校日は開設していません。

平成13年度に馬堀小学校と高坂小学校の2校に開設、スタートした後、翌平成14年度には鶴久保小学校と津久井小学校に、平成16年度には衣笠小学校に、平成21年度には鷹取小学校にそれぞれ開設し、最大6校での開設となりましたが、放課後児童クラブの小学校内の設置を進めるため、第2次行政改革プランに基づき、平成28年6月末をもって、衣笠小学校、馬堀小学校、高坂小学校のわいわいスクールを終了しました。

また、平成30年11月から、津久井小学校のわいわいスクールを新たに放課後子ども教室へ転換しました。

現在は、鷹取小学校、鶴久保小学校の2校で開設しています。

なお、運営は事業者に委託しています。

表15 わいわいスクールの利用児童数の推移

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
鷹取 小学校	日数	198	202	202	204	205
	延人数	1,132	1,399	1,519	1,449	1,842
	日平均	5.7	6.9	7.5	7.1	9.0
鶴久保 小学校	日数	196	197	196	198	203
	延人数	2,881	3,114	2,305	2,877	3,445
	日平均	14.7	15.8	11.8	14.5	17.0
衣笠 小学校	日数	197	200	201	58	—
	延人数	3,615	3,207	3,227	1,340	—
	日平均	18.4	16.0	16.1	23.1	—
馬堀 小学校	日数	195	199	201	57	—
	延人数	2,679	1,598	2,193	771	—
	日平均	13.7	8.0	10.9	13.5	—
高坂 小学校	日数	198	193	189	54	—
	延人数	1,481	1,609	909	379	—
	日平均	7.5	8.3	4.8	7.0	—
津久井 小学校	日数	195	199	200	203	203
	延人数	3,358	3,332	3,641	3,064	2,736
	日平均	17.2	16.7	18.2	15.1	13.5
合計	日数	1,179	1,190	1,189	774	611
	延人数	15,146	14,259	13,794	9,880	8,023
	日平均	12.8	12.0	11.6	12.8	13.1

表 16 わいわいスクールの開設状況

区分	H13	H14	H16	H21	H28		H29	H30	
					4~6月	7~3月		4~10月	11~3月
鷹取小学校									
鶴久保小学校									
衣笠小学校									
馬堀小学校									
高坂小学校									
津久井小学校									
設置校数	2	4	5	6	6	3	3	3	2

② 課題

わいわいスクールは、平成 21 年度に 6 校まで拡充したものの、留守家庭児童対策としての放課後児童クラブの小学校内への設置を優先して進める必要があったことなどの理由から、その後は拡充には至らず、第 2 次行政改革プランにおいて、わいわいスクールの教室を放課後児童クラブに転換していくことを位置づけました。

これに基づき、平成 28 年度に、衣笠小学校、馬堀小学校、高坂小学校のわいわいスクールを終了し、教室等の改修を行い、平成 29 年度から放課後児童クラブを設置しました。

表 17 主な課題

区分	内容	
利用者側	(1)	開設時間が 16 時までのため、高学年児童の利用が難しい。
	(2)	遊び場が教室内に限られており、校庭で遊ぶことができない。
	(3)	障害のある児童の利用が難しい。
	(4)	夏休み等の学校休業日の開設がない。
運営者側	(1)	障害のある児童の対応が難しい。
	(2)	個人面談日等で多数の児童が利用する場合の対応が難しい。
管理者（市）側	(1)	1 階の専用教室の確保が難しい。

(3) 放課後子ども教室

① 現状

放課後子ども教室は、児童の健全育成に資するため、放課後学校が使用していない教室を利用し、学習や多様な体験・活動を行う場を提供しています。

平成 29 年 10 月 16 日から、荻野小学校において、1・2年生を対象に宿題や読書などの学習支援を中心に試行的に開設しています。

開設日時は、学校授業日の週3日の授業終了後（概ね 14 時 30 分）から 16 時 30 分までです。

また、平成 30 年 11 月から、津久井小学校において、全児童を対象に宿題や外遊びを中心に試行的に開設しています。

開設日時は、学校授業日の授業終了後（概ね 14 時 30 分）から 16 時 30 分（10 月～3 月は 16 時）までです。

いずれも運営は事業者に委託しています。

② 課題

放課後子ども教室は、わいわいスクールと同じ全児童を対象とする事業であることから、わいわいスクールが抱えている課題を解決していかなければ拡充に至らないことが予想されます。

また、将来的な開設校の拡充に当たって、事業の担い手である運営事業者の不足が懸念されます。

表 18 主な課題（荻野小学校）

区分	内容	
利用者側	(1)	1年生と2年生しか、利用できない。
	(2)	夏休み等の学校休業日の開設がない。
運営者側	(1)	1年生と2年生合同のため、2年生が後から参加する日の共通プログラムの実施が難しい。
	(2)	障害のある児童の対応が難しい。
	(3)	スタッフの確保が難しい。
	(4)	プログラムに参加せず、自由に行動する児童がおり、必要以上に人手がいる。
小学校内の放課後児童クラブ側	(1)	放課後子ども教室が無料のため、放課後児童クラブを利用していた児童が利用しなくなる。

(4) 青少年の家

① 現状

横須賀市立青少年の家の配置は、青少年の家条例（昭和 43 年横須賀市条例第 13 号）第 2 条に規定されており、青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供し、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親睦を深めるために設置されています。

また、留守家庭対策として、放課後、保護者等が不在な小学校低学年児童が学校から自宅に帰宅せずに、直接遊戯室等を利用できるように「ランドセル置場」を設置し、放課後留守家庭児童の居場所を提供しています。

表 19 各施設の小学生利用者延人数

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
追浜青少年の家	4,370	5,028	4,315	3,640	4,534
逸見青少年の家	9,760	7,366	6,516	6,414	6,664
坂本青少年の家	7,305	7,316	8,475	9,729	6,926
本公郷青少年の家	7,108	6,442	5,811	6,532	6,300
衣笠青少年の家	21,274	18,130	20,992	18,395	15,370
池上青少年の家	19,752	18,026	15,171	13,753	14,867
森崎青少年の家	10,342	9,735	10,260	8,905	7,747
大津青少年の家	10,958	13,158	10,546	9,423	8,637
浦賀青少年の家	6,132	6,552	6,127	6,351	6,058
鴨居青少年の家	6,386	6,355	5,821	5,703	5,763
久里浜青少年の家	10,204	11,528	11,182	9,532	8,455
北下浦青少年の家	8,773	8,367	8,441	8,295	6,957
武山青少年の家	17,989	13,945	15,649	15,129	12,532
大楠青少年の家	5,093	7,464	5,000	4,517	4,379
青少年会館	5,500	5,808	5,822	4,333	3,566
合 計	150,946	145,220	140,128	130,651	118,755

※ランドセル置場の利用者を含む。

表 20 各施設のランドセル置場登録者数

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
追浜青少年の家	0	1	3	2	5
逸見青少年の家	14	8	5	13	18
坂本青少年の家	9	10	25	42	44
本公郷青少年の家	7	11	14	18	19
衣笠青少年の家	34	41	49	54	45
池上青少年の家	41	52	43	39	46
森崎青少年の家	16	15	21	21	24
大津青少年の家	5	14	24	22	16
浦賀青少年の家	9	8	8	9	31
鴨居青少年の家	25	34	27	38	76
久里浜青少年の家	35	40	40	47	51
北下浦青少年の家	15	10	10	6	7
武山青少年の家	8	3	5	14	18
大楠青少年の家	20	31	18	22	47
青少年会館	10	10	24	28	42
合 計	248	288	316	375	489

② 課題

青少年の家は、子どもが放課後や学校の休みの日に、過ごす場所としての役割を担っています。

しかしながら、築年数が 40 年以上の老朽化した施設があり、施設の維持に多額の費用がかかるなどの課題に直面しています。

表 21 主な課題

区分	内容	
利用者側	(1)	地域によっては、距離的に利用ができない。
	(2)	放課後児童クラブと比べると利用時間が短い。
	(3)	月曜休館日は遊戯室しか利用できない。
管理者（市）側	(1)	8施設（追浜、本公郷、衣笠、森崎、浦賀、鴨居、久里浜、大楠）は老朽化が進んでいる。
	(2)	建築年度が比較的新しい施設においても、建物を長く使用できるように改修を実施していく必要がある。
	(3)	小学校に隣接していないため、ランドセル置場を利用する児童の地域が限られてしまう。

5 今後の事業の方向性

(1) 全体的な方向性

放課後児童対策の現状と課題を踏まえ、次の点に留意し検討していきます。

- ① 留守家庭児童対策としての放課後児童クラブ及び全児童対策としての放課後子ども教室を放課後児童対策の2本柱として拡充していきます。
- ② 小学校に設置している民設民営の放課後児童クラブのうち、保護者の負担が大きいなどの問題を抱えている放課後児童クラブについては、関係者との十分な協議を踏まえ、公設化を検討していきます。
- ③ 将来的には、放課後児童クラブと放課後子ども教室の設置については、1つの事業者が両方を一体的に運営する方策を検討していきます。

(2) 事業別の方向性

①放課後児童クラブ

区分	内容	
方向性	(1)	放課後児童クラブの不足している地域への増加を図ります。
	(2)	小学校内への放課後児童クラブの設置を推進します。
	(3)	従来から放課後児童クラブのない小学校区内の小学校に、ニーズ調査の結果を踏まえ、公設のクラブを設置します。
	(4)	放課後児童クラブに対する助成制度の充実を図ることにより、運営の安定化や利用料の低減に努めるとともに、就労状況に応じた利用が可能なクラブの実現を目指します。
	(5)	放課後児童支援員等の研修を充実し、子どもとの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。
	(6)	放課後児童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するため、クラブの法人化を支援するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進します。
目標事業量	※目標事業量については、次期の「横須賀子ども未来プラン〔令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）〕」策定時に設定します。	

②放課後子ども教室

区分	内容	
方向性	(1)	放課後子ども教室の増加を図ります。
	(2)	小学校内への放課後子ども教室の設置を推進します。
	(3)	学校の状況や利用者のニーズ、今後の数校での実施状況を踏まえ、全児童が放課後等の時間を楽しくかつ豊かに過ごすことができる放課後子ども教室を目指します。
	(4)	わいわいスクールは、新たな放課後子ども教室に転換し、外遊び等を加えるなど、内容の充実を図ります。
	(5)	一体型の放課後児童クラブは、放課後児童クラブが設置されている小学校に、放課後子ども教室を開設することで、増加を目指します。
	(6)	運営・管理を事業者に委託して行うことを基本として実施しますが、必要に応じて、関係団体等と連携し、地域の人材の活用を検討します。
目標 設置数	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）までに小学校7校以上での設置を目指します。 令和5年度（2023年度）までに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を小学校2校以上での設置を目指します。 	

③青少年の家

青少年の家は、15施設のうち8施設について老朽化が進んでいます。

今後、青少年の家が担ってきた役割については、放課後児童クラブと放課後子ども教室を拡充していくことで、対応していきます。

また、学校やコミュニティセンター等、地域の核となる施設へ機能を移転していくことを併せて検討していきながら、青少年の家は縮小していきます。

(3) 国の「新・放課後子ども総合プラン」で記載することとなっている
項目及びこども育成部の対応

①放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による
実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう指導していきます。

②小学校の教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に
関する具体的な方策

小学校内への放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、事前に教育委員会（小学校校長会及び設置小学校長など）と十分な協議を行います。

また、小学校内に放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際、こども育成部主導のもと、設置小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルール等を策定します。

③放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉
部局の具体的な連携に関する方策

小学校内への放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置については、教育委員会と十分な協議を踏まえ、進めていきます。

④特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害があり特別な配慮を必要とする児童の接し方などに関する研修や、現行の障害児受入関係加算補助を充実していきます。

⑤地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

民設民営の放課後児童クラブに対し、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めるよう指導していきます。

⑥各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童支援員等の資質向上のための研修を充実するとともに、放課後児童クラブに対し、監査等を通じて指導していきます。

⑦各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、各放課後児童クラブが設置している運営委員会等を通じて、学校や地域などとの連携を深めていくよう指導していきます。

6 計画の進捗状況の確認及び評価

計画の進捗状況については、こども育成部を中心に教育委員会と連携し、計画の進捗状況を確認・評価する体制を確立し、児童福祉審議会に確認・評価の結果を報告して、着実な進行管理を行います。

計画に定めた目標事業量等と、実際の状況に乖離がある場合は、児童福祉審議会における審議を通じて対応策を検討し、柔軟に見直しを行います。

参 考

1 検討部会の意見

検討部会では、本市の放課後児童対策の実施状況や各事業における課題を踏まえ、様々な意見がありました。

区分	内容	
放課後児童クラブ	(1)	運営のあり方として公設民営の議論も必要ではないか。
	(2)	保護者会運営は厳しいので、もう少し公的な力が必要である。
	(3)	児童数の少ない放課後児童クラブは経営の集約化が必要ではないか。
放課後子ども教室	(1)	小学校が46校で実態が様々であるため、数校の実施状況を踏まえ、整理していくべきでないか。
	(2)	1教室で実施していくことは難しいので、複数の教室や校庭、体育館などの利用も考えていくべきでないか。
	(3)	こども育成部と教育委員会の調整をもっと十分に行う必要があるのではないか。
	(4)	勉強は昼間の学校の時間で行い、子どもが自分で考えて行動できるような放課後の時間を確保するべきでないか。
	(5)	地域の子どもは地域で育てるという原点に帰って、地域のマンパワーの活用を図るべきでないか。
	(6)	課題に対する対応策や将来的なビジョンを明確にしていかないと展開に至っていかないのではないか。
放課後児童対策 全体	(1)	子どもが放課後の過ごし方を選択できるような放課後対策を進めていくべきでないか。
	(2)	わいわいスクールについては、一つの選択肢として残すことも考えてよいのではないか。
	(3)	市がこれまで取り組んできたものを、どう充実させていくかという視点が必要である。

2 その他運用上の課題

(1) 放課後児童クラブ

区分	内容
利用者側	・夏休み中のみ利用できる放課後児童クラブがない。
	・土曜日を毎週開所していない放課後児童クラブがある。
	・途中退所できない放課後児童クラブや、途中退所しても年度内は利用料を払わなければならない放課後児童クラブがある。
設置小学校側	・放課後児童クラブがセキュリティの警報を反応させた場合、警備会社から学校へ連絡が入る。

(2) わいわいスクール

区分	内容
利用者側	・鷹取、鶴久保、津久井の各小学校にしか開設していない。
運営者側	・お迎えに遅れる保護者がいる。

(3) 放課後子ども教室（荻野小学校）

区分	内容
利用者側	・仕事でお迎えに行けない場合、冬場の帰りが心配である。
	・定員が一杯で利用できない。
	・週3日のため、毎日利用できない。
	・荻野小学校のみの実施である。
運営者側	・お迎えに遅れる保護者がいる。
設置小学校側	・放課後子ども教室の音が、隣の授業中の教室に響く。
	・開設場所やスタッフの駐車場の提供が必要となる。

資料

放課後児童対策事業計画策定検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	委員名	団体・組織等
1	石川 裕子	市民公募
2	織田 俊美	横須賀市青少年育成推進員連絡協議会会長
3	後藤 るみ	市民公募
4	○佐藤 みどり (第4回まで)	横須賀市小学校校長会
	○小谷 亜弓 (第5回から)	
5	田淵 勝廣	特定非営利活動法人 こどもの夢サポートセンター理事
6	永松 範子	横須賀市学童保育指導員会
7	◎新平 鎮博	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 情報・支援部長(兼)上席総括研究員
8	檜山 直春	横須賀市民生委員児童委員協議会主任児童委員
9	松本 敬之介	横須賀市子ども会指導者協議会事務局長
10	吉田 裕一	横須賀市学童保育連絡協議会会長

◎は部会長、○は副部会長

放課後児童対策事業計画策定検討部会細則

(目的)

第1条 「放課後子ども総合プラン」について（平成26年7月31日26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に沿った放課後児童対策のあり方と実施について検討を行い、今後の放課後児童対策事業計画を策定するため、横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会（以下「分科会」という。）に放課後児童対策事業計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討部会は、分科会長が指名する分科会委員及び臨時委員10名以内をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、検討部会の委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する部会の委員をもって充てる。

3 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 検討部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 検討部会の傍聴については、横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、こども育成部教育・保育支援課において行う。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会の同意を得て部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年4月20日から施行する。

(この細則の失効)

2 この細則は、平成31年3月31日限り、効力を失う。

横須賀市放課後児童対策事業計画策定経過

年 月 日	策定経過
平成 29 年 4 月 20 日	市長が児童福祉審議会に（仮称）放課後児童対策事業計画の策定を諮問、計画の検討を児童福祉審議会子ども・子育て分科会に付託、同分科会において放課後児童対策事業計画策定検討部会を設置し検討することを決定
7 月 13 日	第 1 回放課後児童対策事業計画策定検討部会（10 時から 12 時） （議題） ・ 部会長の選出及び副部会長の指名について ・（仮称）放課後児童対策事業計画の策定について ・本市の放課後児童対策の現状と課題について ・検討部会の今後のスケジュールについて
10 月 25 日	第 2 回放課後児童対策事業計画策定検討部会（10 時から 12 時） （議題） ・ 本市の放課後児童対策の課題と対応策を踏まえた今後の方向性について
平成 30 年 1 月 10 日	第 3 回放課後児童対策事業計画策定検討部会（10 時から 12 時） （議題） ・ 本市の放課後児童対策の課題及び今後の事業の方向性について
3 月 28 日	第 4 回放課後児童対策事業計画策定検討部会（10 時から 12 時） （議題） ・（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画（素案）について
5 月 17 日	第 5 回放課後児童対策事業計画策定検討部会（10 時から 11 時 30 分） （議題） ・ 副部会長の指名について ・ FM 戦略プランの概要及び検討部会の今後のスケジュールについて ・（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画（素案）について
8 月 23 日	第 6 回放課後児童対策事業計画策定検討部会（9 時から 10 時 30 分） （議題） ・（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画（素案）について
平成 31 年 2 月 13 日	第 7 回放課後児童対策事業計画策定検討部会（14 時から 16 時） （議題） ・（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画（素案）について
3 月 28 日	児童福祉審議会が市長に（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画（案）を答申
令和元年 6 月 17 日	（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画（案）パブリック・コメント手続実施（6 月 17 日から 7 月 9 日）

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

横須賀市放課後児童対策事業計画

令和元年（2019年）9月

（お問合せ先）

横須賀市こども育成部こども育成総務課

電話：046-822-8061

FAX：046-827-0652

E-mail：cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp